#### 表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法・全国) 1

				瀬戸内	瀬戸内				鉱山保安	去等関係法令	<b>→施設</b> 5
	平成17年 3月31日現在 の設置基数	新設	既設	法から の移行 2	法への 移行 2	廃止等 3	平成18年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1	特定 事業場数 4	平成17年 3月31日 現在の	平成18年 3月31日 現在の	特定 事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製	a 81	b 1	c 0	d1 0	d 2 0	e 2	- d 2- e 80	29	設置基数 0	設置基数 0	0
造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	51	0	0	0	1	0	50	38	0	0	0
硫酸加ウムの製造の用に供する廃が ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルナ繊維の製造の用に供する廃がス洗浄施設	9	7	0	0	0	0	16	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するがえを	0	0	6	0	0	0	6	3	0	0	0
処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 (5/4/は 5/15/15 の 円 15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/1					·					ŭ	
塩化ピニルモ/マーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0
プロロペンセ゚ン又はジクロロペンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃 ガス洗浄施設	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
4-クロロアクル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	1	0	0	0	1	6	2	0	0	0
2,3-ジウロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
ジ オサジンバイルットの製造の用に供することの化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ことの化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗 浄施設、ジオサジンバイルット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミルスはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は 乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	73	5	0	0	0	3	75	37	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式 集じん施設	15	0	0	0	0	0	15	4	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過 施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	1	224	0	0	0	225	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設 湿式集じん施設	2,031	39	2	0	0	52	2,020	1,007	13(5)	13(5)	9(4)
湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの 灰の貯留施設	815	15	0	0	0	20	810	397	0	0	0
小計	2,846	<i>54</i>	2	0	0	<i>72</i>	2,830	1,404	13(5)	13(5)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	125	37	0	0	0	2	160	18	0	0	0
7D2類の破壊の用に供する施設のうちアラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	10	45	0	0	1	54	35	0	0	0
下水道終末処理施設	255	4	1	-	-	5	255	219	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される 水の処理施設	89	5	2	0	0	5	91	27	2	2	2
合 計	3,577	125	280	0	1	91	3,890	1,832	15(5)	15(5)	11(4)

- 1 瀬戸内海環境保全特別措置法 (瀬戸内海法)に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の( )内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

# 表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域) 1

		平成17年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 b	既設 C	法から の移行 2 d1	法への 移行 2 d2	廃止等 3 e	平成18年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 - d2- e	特定 事業場数 4	瀬戸内海 法 5 条 不許可 件数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ( の用に供する塩素又は塩素化合物による漂	サルファイトバルブ)の製造 白施設	16	2	0	0	0	0	18	7	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレンシ	<b>冼浄施設</b>	2	0	0	1	0	0	3	3	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施記	<b>ਉ</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施詰		0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉か 理する施設のうち廃ガス洗浄施設	ら発生するガスを処	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチ		17	0	0	0	0	0	17	4	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設 設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供 ス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロアタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するそ 及び廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する 洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジ 柱サジンバイれットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジネキサジンバイれット洗浄施設及び熱風乾燥施設		7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施	設	4	0	0	0	0	1	3	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス じん施設		4	0	0	0	0	3	1	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供す 設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	214	4	0	0	0	8	210	80	0
湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	29	1	0	0	0	4	26	7	0
	小計	243	5	0	0	0	12	236	87	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設		0	0	1	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設		-	-	-		-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業 の処理施設	場から排出される水	12	0	1	0	0	0	13	7	0
合 計		305	7	2	1	0	16	299	112	0

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法 (法 )に基づく届出は含まない。 2 事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

# 表 - 3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 注1)

#### アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
1.3	1		改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.21ng-TEQ/m3N)。	山口県

## アルミニウム合金製造用溶解炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
5.6	5		改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.19ng-TEQ/m3N)。	長崎県

#### 廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

	· · · · /			
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
3	1	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	北海道
2.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.33ng-TEQ/m3N)。	千葉県
1.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.99ng-TEQ/m3N)。	静岡県
1.1	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.096ng-TEQ/m3N)。	神奈川県

#### 廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 新設

	` -		• •	
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
9	1	行政	結果報告等を文書指導。改善後の設置者による測定 で基準値以下(0.86ng-TEQ/m3N)。	山形県
8.5	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.088ng-TEQ/m3N)。	川崎市
2.4	1	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	山形県

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m2以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

#### 廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 既設

	NONE (SWOOT) ( - SWOOT) WORK						
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体			
250	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	茨城県			
30	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.0ng-TEQ/m3N)。	埼玉県			
16	5	行政	改善命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 (3.7ng-TEQ/m3N)。	三重県			
13	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.2ng-TEQ/m3N)。	横浜市			
5.9	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(1.7g-TEQ/m3N)。	新潟県			

#### 廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

<b>廃棄物焼却炉</b>	(21/时木冲 <i>)</i>	新設		
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
70	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	静岡県
62	5	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改 善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎県
41	5	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改 善後の設置者による測定実施。測定結果報告待ち。	宮崎県
34	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(4.3ng-TEQ/m3N)。	山形県
30	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.82ng-TEQ/m3N)。	船橋市
24	5	行政	改善命令。H18.4.12施設使用廃止届出。	熊本県
24	5	行政	改善等を文書指導 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。 改善対策実施中。施設使用停止継続中。	熊本市
22	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
21	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	北海道
21	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (0.17ng-TEQ/m3N)。	茨城県
18	5	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.63ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
17	5	設置者	口頭指導。施設使用停止継続中。施設廃止予定。	川越市
15	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定による測 定で基準値以下(0.63ng-TEQ/m3N)。	宮城県
15	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (4.6ng-TEQ/m3N)。	東京都
15	5	設置者	改善等を口頭指導。H18.3.27施設使用廃止届出。	長崎県
14	5	設置者	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下 (0.063ng-TEQ/m3N)。	福島県
13	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
13	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.92ng-TEQ/m3N)。	仙台市
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	茨城県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下 (0.21ng-TEQ/m3N)。	長野県
11	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (3.3ng-TEQ/m3N)。	島根県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.7ng-TEQ/m3N)。	山口県
9.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	神奈川県
		_		

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
9.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	山形県
9.6	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.94ng-TEQ/m3N)。	秋田県
9.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	茨城県
9.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査実施。測定結 果報告待ち。	岡山県
8.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	福井県
8.8	5	設置者	改善等を文書指導。H17.11.17施設使用廃止届出。	岩手県
8.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による検査実 施。測定結果報告待ち。	山形県
8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.7ng-TEQ/m3N)。	茨城県
7.9	5	行政	一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の設置者による測定による測定で基準値以下 (0.26ng-TEQ/m3N)。	宮城県
7.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	埼玉県
7.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.031ng-TEQ/m3N)。	青森県
7.7	5	設置者	H18.3.22施設使用廃止届出。	長野県
7.5	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m3N)。	青森県
7.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.080ng-TEQ/m3N)。	神奈川県
7.3	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	滋賀県
6.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.82ng-TEQ/m3N)。	山梨県
6.7	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	熊本県
6.1	5	設置者	改善等を文書指導。H18.4.14施設使用廃止届出。	山形県
6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	青森県
5.9	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定による測定で基準値以下(0.48ng-TEQ/m3N)。	宮城県
5.9	5	行政	改善等を文書指導。H17.9.14施設使用廃止届出。	千葉県
5.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (3.7ng-TEQ/m3N)。	広島県
5.5	5	行政	改善等を文書指導。H17.3.10施設使用廃止届出。	岩手県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
5.5	5		改善等を口頭指導 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。 改善後の設置者による測定で基準値以下 ( 0 . 26ng- TEQ/m3N ) 。	松山市

平成 9 年 1 2 月 2 日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m2以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

## 廃棄物焼却炉(2t/時未満) 既設

<b>用来彻</b> 加加加	(Zl/时不 <i>间)</i>	<b>【</b>		
測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
1000	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (4.0ng-TEQ/m3N)。	香川県
680	10	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	徳島県
250	10	設置者	一時停止命令。H18.5.17施設使用廃止届出。	岡山県
90	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(2.5ng-TEQ/m3N)。	新潟県
87	10	行政	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
71	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(4.8ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
66	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.7ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
50	10	設置者	改善等を文書指導。H18.2.27施設使用廃止届出。	兵庫県
47	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.78ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
45	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m3N)。	兵庫県
42	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (7.6ng-TEQ/m3N)。	鹿児島県
41	10	行政	文書指導。H17.11.21施設使用廃止届出。	岐阜県
41	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
41	10	行政	改善等を口頭指導。行政検査で基準値以下(6.3ng- TEQ/m3N)。	横浜市
40	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (1.4ng-TEQ/m3N)。	北海道
38	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
37	10	設置者	施設使用停止継続中。施設廃止予定。	長崎市
36	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.8ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
36	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.48ng-TEQ/m3N)。	埼玉県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
35	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。 改善後の設置者による測定で基準値以下 (7.3ng-TEQ/m3N)。	高松市
34	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	京都市
33	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設 使用停止継続中。	鳥取県
31	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m3N)。	新潟県
30	10	行政	改善等を文書指導。H18.2.27施設使用廃止届出。	富山県
29	10	行政	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
28	10	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	山梨県
26	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
26	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.7ng-TEQ/m3N)。	徳島県
24	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (7.9ng-TEQ/m3N)。	長崎県
24	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(5.5ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
22	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	北海道
21	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.3ng-TEQ/m3N)。	青森県
21	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。H18.3.23施設使用廃止届出。	滋賀県
21	10	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。 改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng- TEQ/m3N)。	熊本市
20	10	行政	一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮城県
20	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(6.8ng-TEQ/m3N)。	熊本県
19	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.2ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
18	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(3.1ng-TEQ/m3N)。	鳥取県
17	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.1ng-TEQ/m3N)。	愛知県
16	10	設置者	口頭指導。H18.6.9施設使用廃止届出。	仙台市
16	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.60ng-TEQ/m3N)。	さいたま市
16	10	行政	改善等を口頭指導。行政検査で基準値以下(4.8ng- TEQ/m3N)。	横浜市

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
16	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	京都市
15	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(6ng-TEQ/m3N)。	青森県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	群馬県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	長崎県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (1.7ng-TEQ/m3N)。	鹿児島市
14	10	行政	改善等を文書指導。H17.12.7施設使用廃止届出。	山形県
14	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.4ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.26ng-TEQ/m3N)。	名古屋市
13	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m3N)。	山梨県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.53ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
13	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査実施。測定結 果報告待ち。	岡山県
13	10	行政	改善等を文書指導。原因及び改善策を確認。	広島県
12	10	行政	改善命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 ( 9.2ng-TEQ/m3N ) 。	栃木県
12	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (3.2ng-TEQ/m3N)。	栃木県
12	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下 (8.5ng-TEQ/m3N)。	三重県
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(3.4ng-TEQ/m3N)。	福岡県
12	10	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改 善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下 (5.1ng-TEQ/m3N)。	青森県
11	10	行政	改善命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 ( 4.9ng-TEQ/m3N ) 。	栃木県
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	新潟県
11	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(4.3ng-TEQ/m3N)。	長野県
11	10	行政	改善等を文書指導。H18.2.21施設使用廃止届出。	滋賀県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.088ng-TEQ/m3N)。	宮崎県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
11	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.1ng-TEQ/m3N)。	さいたま市

- 注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。
- 注2) 平成17年度中及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

## 表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況注1)

側定結果 pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
33		クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設		改善命令。改善対策中の行政検査で基準 値以下(1.6pg-TEQ/L)。	いわき市

- 注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。
- 注2) 平成17年度中及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

# 表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国)<sup>注1)</sup>

平成18年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超	過件数	127	1
措	基準達成	75	0
措置後の対応状況	対策実施中	34	1
対 応 状	廃止	15	0
) 況	休止	3	0

注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3 に、それ以降の状況(平成18年6月30日まで)を反映させた。

# 表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成18年4月1日~平成18年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	657	13
文書指導件数	432	1
一時使用停止命令	1	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	0	0
その他	43	0

注)表 - 1 (大気基準適用施設)及び表 - 3 (水質基準適用事業場)の設置者による 測定結果未報告施設・事業場に対し、平成18年4月1日から平成18年6月30日 までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (都道府県・政令市別) 表 - 7

			大気基準適用施設	<u> </u>	(郁坦桁県	・政令市別		(質基準適用事業	<del>t</del> 星	
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命	法34条第1項の	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命	法34条第1項の	その他
			令	立入検査に伴う 測定を実施				令	立入検査に伴う 測定を実施	
北海道 青森県	2 16	4								
岩手県	6	3								
宮城県 秋田県		1								
山形県	6									
福島県茨城県	11 80					5				
栃木県	7					, and the second				
群馬県 埼玉県	5 16	16								
千葉県	11	2					1			
東京都神奈川県					41					
新潟県 富山県	22 18					1				
石川県										
福井県 山梨県	3									
長野県	4	1								
岐阜県 静岡県	17 16									
愛知県	12	1								
三重県 滋賀県	21 6					1				
京都府										
大阪府 兵庫県	6					1				
奈良県 和歌山県	12			_						_
鳥取県	16									
島根県	3									
広島県	26	5								
山口県 徳島県	2	44								
香川県	4									
愛媛県 高知県	2									
福岡県	76					3				
佐賀県 長崎県	6				1					
熊本県	11				1					
大分県 宮崎県	19					1				
鹿児島県	70	138								
沖縄県 札幌市	3									
仙台市	1	3								
さいたま市 千葉市	3					1				
横浜市 川崎市	2	3								
静岡市										
名古屋市 京都市	<u>2</u> 5	10 5								
大阪市										
神戸市 広島市	12									
北九州市	2 2	1								
福岡市 函館市	1	ı								
旭川市 秋田市	1	1								
郡山市										
いわき市 宇都宮市	3									
川越市										
船橋市 横須賀市	1									
相模原市			1							
新潟市 富山市	4 2									
金沢市	1									
長野市 岐阜市										
浜松市	7									
豊橋市 岡崎市	1									
豊田市堺市	9					-				
高槻市	3									
東大阪市 姫路市	7									
奈良市	2									
和歌山市 岡山市	12									
倉敷市										
福山市 下関市	10	1								
高松市	1	'								
松山市 高知市	4 2									
長崎市										
熊本市 大分市	2									
宮崎市	1									
鹿児島市 合計	9 657		1	0	43	13	1	0	0	(
— п					平成18年4月				. 0	

<u>台 計 657 432 1 0 43 13</u> 表 - 5 及び表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成 1 8 年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの間に 執られた措置の状況を計上した。

#### 表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等(全国)

(平成18年4月1日~平成18年6月30日)

大领	<b></b>	平成 1 8 年 現在の未幸	3月31日 8告施設数 注1)注2)	左記に計工した他設の平成   8 年 6 月 3								
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定					
焼結鉱供する	の製造の用に 焼結炉	4	0	0	4	0	0					
製鋼用	電気炉	14	3	2	13	1	1					
亜鉛回 (焙焼 炉、溶	収施設 炉、焼結炉、溶鉱 解炉、乾燥炉)	0	0	0	0	0	0					
施設	二ウム合金製造炉、溶解炉、乾	43	40	16	42	0	25					
	4 t/h以上	74	49	32	68	0	23					
廃棄物焼却炉	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	96	136	90	87	8	47					
焼 却 炉	2 t /h未満 <sup>注6)</sup>	1,457	1,490	602	1,314	82	949					
	小計	1,627	1,675	724	1,469	90	1,019					
合計		1,688	1,718	742	1,528	91	1,045					

- 注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、 既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載 された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注2)「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が 無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測 定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注3)「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成18年4月1日から平成18年6月 30日までの間になされた報告。
- 注4)「休止」とは、平成17年度から引き続き休止状態にある施設及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。
- 注5)「廃止等」には、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。
- 注6)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等(全国) 注1)注3

(平成18年4月1日~平成18年6月30日)

	(平)	<u>以 1 0 午 4</u>	<u>4                                    </u>	~ 平成 1	<u>8 年 6 月</u>	<u>3 U 🛛 )</u>
水質基準対象施設	3 1 日 未報告	3年3月 現在の 事業場数 <sup>[2)注4)</sup>		記に計上し 18年6月 状況 <sup>注:</sup>	<b>∃</b> 30円	
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイト パルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物に よる漂白施設	0	0	0	0	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	1	1	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	1	1	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロアタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施 設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジオキサジンバイネレットの製造の用に供するニトロ化誘導体 分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じ ん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃がス洗浄施設 及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	33	28	14	30	3	14
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	0	0	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1	0	0	0	1
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	3	3	3	2	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	2	3	3	2	0	0
合計	39	37	22	34	3	17

- 注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注4)「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実 績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未 測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注5)「報告」とは、注2)の期間における測定について、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間になされた報告。
- 注6)「休止」とは、平成17年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成18年4月1日から平成18年6月 30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

# 表 - 10(1) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						(施設権類別・都道付県・政令市別) 要綱用電気炉 亜鉛回収施設											
	平成18年3月 31日現在の + 取件 25 27 数 平成18年6月30日までの状況						平成18年3月 31日現在の ま程生体的数 平成18年6月30日までの状況						平成18年3月 左記に計上した施設の					
_	未報告		平成1		0日までの 廃止等		未報告	施設数未測定			0日までの 廃止等		未報告	施設数未測定	平成 報告		0日までの 原止等	
北海道 青森県																		
岩手県 宮城県														<u> </u> 				
秋田県山形県																		
福島県茨城県							1			1								
栃木県群馬県							1			1								
埼玉県 千葉県																		
東京都神奈川県								1	1					i ! !				
新潟県								2	1			1						
富山県 石川県																		
福井県 山梨県																		
長野県 岐阜県														<u> </u>				
静岡県 愛知県							3			2	1			! !				
三重県 滋賀県																		
京都府 大阪府																		
兵庫県 奈良県														<u> </u>				
和歌山県 鳥取県																		
島根県岡山県							1			1				<u> </u>				
広島県山口県							6			6								
徳島県香川県																		
愛媛県																		
福岡県 佐賀県														<u> </u>				
長崎県														İ				
大分県宮崎県																		
鹿児島県 沖縄県														! !				
札幌市							4			4								
仙台市 さいたま市							1			1								
千葉市 横浜市																		
川崎市 静岡市																		
名古屋市 京都市																		
大阪市 神戸市																		
広島市 北九州市	1			1										 				
福岡市 函館市																		
旭川市 秋田市																		
郡山市														<u> </u>				
宇都宮市 川越市																		
船橋市 横須賀市											L	<u>L</u>						
相模原市新潟市																		
富山市金沢市														<u> </u> 				
長野市 岐阜市														<u>!</u>				
浜松市 豊橋市														<u> </u>				
岡崎市 豊田市														<u> </u>				
現市 高槻市																		
東大阪市 姫路市														<u> </u>				
奈良市														<u> </u>				
和歌山市 岡山市														i   				
倉敷市 福山市	3			3			1			1								
下関市 高松市														<u> </u>				
松山市 高知市																		
長崎市 熊本市																		
大分市 宮崎市																		
鹿児島市 合 計	4	0	0	4	0	0	14	3	2	13	1	1	0	0	0	0	0	0

表 - 10(2) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

ı									都道府県・政令市別)									
			焼約	<b>吉炉</b>						収施設 広炉					溶角	解炉		
	31日ヨ	8年3月 見在の 施設数		記に計上 18年6月3			31日ヨ	8年3月 見在の 施設数			した施設 0日までの		31日ヨ	8年3月 見在の 施設数		記に計上 18年6月3		
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
青森県														ļ				
岩手県 宮城県								 						 				
秋田県 山形県								i						i				<u> </u>
福島県																		Ī
茨城県 栃木県																		
群馬県 埼玉県								<u> </u>						<u> </u>				<u> </u>
千葉県																		
東京都 神奈川県								<u> </u>						<u> </u>				
新潟県 富山県		!						<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<del></del>
石川県福井県																		
山梨県																		
長野県 岐阜県								 				<del>                                     </del>		 		<del>                                     </del>		<del></del>
静岡県 愛知県																		-
三重県																		1
滋賀県京都府								! !						 				
大阪府 兵庫県								<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>	<u></u>		<u> </u>	L
奈良県和歌山県								-										1
鳥取県																		
島根県 岡山県																		
広島県 山口県						<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	$\vdash$	<del>                                     </del>
徳島県																		
香川県 愛媛県																		
高知県 福岡県														<u> </u>				-
佐賀県 長崎県																		
熊本県																		
大分県 宮崎県																		
鹿児島県 沖縄県														İ				
札幌市																		
仙台市 さいたま市								ļ !						i i				
千葉市 横浜市																		<u> </u>
川崎市静岡市																		
名古屋市																		
京都市 大阪市																		-
神戸市 広島市																		
北九州市								<u>.                                    </u>						<u> </u> 				<u> </u>
福岡市 函館市																		
旭川市 秋田市						<del>                                     </del>					-	<del>                                     </del>				<b> </b>	<del>                                     </del>	1
郡山市		<u> </u>						 						 				-
宇都宮市																		
川越市 船橋市																		
横須賀市 相模原市	_					$\vdash$										$\vdash$	$\vdash$	₩
新潟市																		
富山市 金沢市																		
長野市 岐阜市								<u> </u>						<u> </u>				<del>-                                    </del>
浜松市 豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市 堺市						<del>                                     </del>		<u> </u>				<del>                                     </del>		<u> </u>		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del></del>
高槻市東大阪市																		-
姫路市																		i e
奈良市 和歌山市						<del>                                     </del>		<u>                                       </u>			-	<del>                                     </del>		<u>                                       </u>		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
岡山市 倉敷市								<u> </u>						l I				-
福山市								İ						İ				
下関市 高松市								<u>!</u>						<u>!</u>				
松山市高知市	-							-										
長崎市																		
熊本市 大分市																		
宮崎市 鹿児島市						<u> </u>						<u> </u>						<del>-</del>
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 - 10(3) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

							収施設							和連桁県・以守巾別) アルミニウム合金製造施設				
			乾燥	彙炉			小 計 平成18年3月 左記に計 b l た始記の						焙焼炉					
	平成18	見在の		記に計上 18年6月30			31日ま	見在の	左 平成1	記に計上 8年6月30	した施設 0日までの	lの D状況	平成18年3月 31日現在の 未報告施設数 左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況				:の )状況	
-		施設数 未測定	報告		廃止等			施設数 未測定			廃止等			施設数 未測定	報告		廃止等	
北海道	NT.	N/MJAL	TIX I	WILL	况正寸	/N/MAL	NIL	71/10/AL	TIX III	NIL	况正寸	/N/MAL	NII	/N/MJAL	TIX	WIL	况正寸	/N/MIAL
青森県 岩手県														ļ				
宮城県																		
秋田県					<b>.</b>	ļ						<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>
山形県 福島県														İ		<u> </u>		<u> </u>
茨城県																		
栃木県 群馬県														•				<b>i</b>
埼玉県																		
千葉県 東京都														!		ļ		<b> </b>
神奈川県														! !				
新潟県												-		<u> </u>		<u> </u>		<b>└</b>
富山県 石川県														ĺ				ł –
福井県														İ				<u> </u>
山梨県 長野県														<u> </u>				
岐阜県														<u> </u>				
静岡県 愛知県												<u> </u>	1	<u> </u>		1		<u> </u>
三重県													'			<u>'</u>		
滋賀県 京都府														ł		<u> </u>		<u> </u>
大阪府														<u> </u>				
兵庫県														į –				<u> </u>
奈良県 和歌山県																		<u> </u>
鳥取県														ļ				
島根県 岡山県														<u> </u>				<u> </u>
広島県																		
山口県 徳島県														<u> </u>		-		<u> </u>
香川県														ļ				
愛媛県	-						-			_			-	-				
福岡県														<u> </u>				<b> </b>
佐賀県																		
長崎県 熊本県														<b>i</b>		<u> </u>		<u> </u>
大分県																		
宮崎県 鹿児島県				<u> </u>	-									<del> </del>		ļ		<b>├</b> ──
沖縄県														!				
札幌市																		
仙台市 さいたま市																		l .
千葉市																		
横浜市 川崎市														<u> </u>		<u> </u>		<b>-</b>
静岡市																		
名古屋市 京都市														<u>;                                    </u>		<u> </u>		<u> </u>
大阪市																		
神戸市 広島市														-		<b>.</b>		<u> </u>
北九州市														<u> </u>		<u> </u>		
福岡市																		
函館市 旭川市							L											
秋田市																		
郡山市														<u> </u>		<u> </u>		<del></del>
宇都宮市																		
川越市 船橋市														<u> </u>		<b>-</b>		<u> </u>
横須賀市														<u> </u>				
相模原市																		
新潟市 富山市																		
金沢市														<u> </u>				
長野市 岐阜市														<u>.                                    </u>		<u> </u>		<u> </u>
浜松市																		
豊橋市 岡崎市														<del> </del>		ļ — —		<u> </u>
豊田市														<u> </u>				
堺市 高槻市																		
東大阪市							L											
姫路市														ļ				
奈良市 和歌山市														i !				<del></del>
岡山市																		
<u>倉敷市</u> 福山市														 		<b>-</b>		<u> </u>
下関市																		
高松市														-				
松山市 高知市														ļ — — —				
長崎市																		
<u>熊本市</u> 大分市														ļ		-		<u> </u>
宮崎市																		
鹿児島市	_	^	_		_		_			_	0		_	_	^			
合計 .	0 小計(聖書	0 による測				0			0					0	0	1	0	0

表 - 10(4) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

-			halm di	177 July				アル	ミニウム	合金製造		- 都道桁県・政令市別) - 小 計						
-	平成18	3年3月		解炉 :記に計上	した施設	-m		8年3月	乾魚		した施設	<del></del>		8年3月		<u>計</u> 記に計上	した施設	 წთ
	31日刊 未報告	施設数	平成?	18年6月3	0日までの	)状況		施設数	平成1	8年6月3	0日までの	の状況	未報告	見在の 施設数	平成	18年6月3	0日までの	の状況
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
青森県 岩手県														İ				-
宮城県秋田県	1					1							1					1
山形県														! ! !				
福島県 茨城県	3	4		3		4							3	4		3		4
栃木県 群馬県		3	3				1			1			1	3	3	1		
埼玉県 千葉県	2	7		2		7							2	7		2		7
東京都神奈川県																		<b>!</b>
新潟県																		<u> </u>
富山県 石川県	1	3	3	1									1	3	3	1		
福井県 山梨県		1				1								1				1
長野県 岐阜県	1			1 1								-	1	<u> </u>		1 1		<b>-</b>
静岡県 愛知県	10 6	1		10 6		1	1			1			10 8			10 8		1
三重県	1	2	1	1		1							1	2	1	1		1
滋賀県京都府	3	1	1										3	1	1			
大阪府 兵庫県	2	1		2		1	1			1			3	1		3		1
奈良県 和歌山県				L								L		<u> </u>			L	<u>L</u>
鳥取県島根県																		-
岡山県 広島県														į				<b></b>
山口県														<u> </u>				<b></b>
徳島県 香川県																		
愛媛県 高知県														<u> </u>				<u> </u>
福岡県 佐賀県		8	7	1				1				1		9	7	1		1
長崎県 熊本県														i !				
大分県																		
宮崎県 鹿児島県																		
沖縄県 札幌市																		<u> </u>
仙台市 さいたま市																		-
千葉市 横浜市		1				1								1				1
川崎市静岡市		'																
名古屋市																		
京都市 大阪市	3			3									3			3		
神戸市 広島市														<u> </u>				<u> </u>
北九州市 福岡市												$\vdash$		<u> </u>		_		
函館市 旭川市																		<b>!</b>
秋田市																		
郡山市いわき市														i !				
宇都宮市川越市			<u> </u>				<u> </u>						<u> </u>					
船橋市 横須賀市														İ				
相模原市																		
富山市																		
金沢市長野市																		
岐阜市 浜松市	1			1									1			1		
豊橋市岡崎市		1	1									$\vdash$		1	1		$\vdash$	<b>-</b>
豊田市堺市	1	'		1									1	<u> </u>		1		<b>_</b>
高槻市														<u> </u>				
東大阪市 姫路市		5				5								5				5
奈良市 和歌山市	1			1								<u> </u>	1	<u>.                                    </u>		1		<u> </u>
岡山市 倉敷市																		<b>.</b>
福山市下関市	1			1												1		
高松市	1													<u> </u>		1		
松山市 高知市																		
長崎市 熊本市																_		<u> </u>
大分市														-				<b>_</b>
鹿児島市	1	1		-		2							1	1				2
合計 表 - 5 0	39			38 報告施記	0								43	40	16	42	0	25

表 - 10(5) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

									廃棄物		<b>父</b> 種類	別 - 有	『道府県	· E	(令巾)	到)		
			4t/h	以上				2	t/h以上·		苘			200	Okg/h以上	~2t/h未	満	
	平成18 31日明 未報告	在の	左	記に計上	した施設		平成18 31日5 未報告	3年3月 見在の	左	記に計上	:した施設 0日までの		平成18年 31日現在 未報告施	■3月 王の	左	記に計上 8年6月30	した施設	
JI. V= 124	休止	未測定			廃止等	未測定	休止	未測定			廃止等		休止 オ	・測定		休止	廃止等	
北海道 青森県	4 1		1	2 1		2	2 1		1	2		1	15 6	8 1	3 1			6
岩手県宮城県	1	1	1			1							8	1				9
秋田県								2			2		4	5	2	6		1
山形県福島県							1			1			3 8	1		3 8		1
茨城県 栃木県	2	1	1				2		2	2		2	7 6	7 5	3		1	3
群馬県		'	1	-					2			3	7			7	- 1	
埼玉県 千葉県	1 5			1 5			6 2		4	6 2		1	19 11	7 5	3		2	4 2
東京都	18	7 2	5	18 1		2	7		5 1			2	8 10	17 12	10			7
神奈川県新潟県		2	2	ı			2	18	12	2		6	5	25	8 18	5		7
富山県 石川県								4	3			1	2	8 2	8 2			
福井県山梨県	1			1			1 4			1 4			3 7	1	1	3		
長野県							1			1			18	2	2		6	
岐阜県 静岡県	1	4		1		4	6 4		3 5			9	13 21	5 16	3 1		1	2 13
愛知県	3	1		3			3			3		10	10	3	3	10		9
三重県 滋賀県	1	·		1		1	4 3		3	4 3		10	10	16 1	7 1	10		9
京都府 大阪府	2 5			2 5			2			2			6 15	1		6 15		1
兵庫県 奈良県	1		4			- 1	2	11 2	10			1	15	21	17	15	2	2
和歌山県	1							5	5			4	1	29	22	3	2	
鳥取県 島根県	1			1				2	2		L		4 8	3	2	4 8		1
岡山県 広島県							3	- 1	1	3			7 5	5	5	5	-	7
山口県	3			3			2	'		2			19			19		
徳島県 香川県	2 1	1		2 1		1	1	2	1	1		1	9	3 1	3 2	8		
愛媛県 高知県	1					1		1	1				1 18	4	2		1	2 2
福岡県	1	11	11	1			6	20	20	6			3	44	26	7		14
佐賀県 長崎県							1 4			1 4			10 11	4	3			1
熊本県 大分県							1			1			5 3	1		5 3		1
宮崎県鹿児島県		1				1							1	8	1	1		1
沖縄県							6				6		10	0	1	3	7	
札幌市 仙台市																		
さいたま市 千葉市		3	3								<u> </u>		1			3	1	
横浜市	1	2	J	1		2	2			2			11	1		11		1
川崎市 静岡市	1	1		1		1							2	2	1	2		1
名古屋市 京都市													2 5	1 4	3	1 5	1	1
大阪市 神戸市	1					1		4	1				6 1			1		6
広島市							1	-		1			3	11	11	3		
北九州市 福岡市	3	3		3		3							3 1	1 1	1	3 2		
函館市 旭川市							1			1			2	1		2	_	1
秋田市											-		2					2
郡山市いわき市							1	1		1		1	1			1		
宇都宮市 川越市							2					2	1					1
船橋市 横須賀市																		
相模原市														10	7			3
新潟市 富山市		3	3				2	7	7	2			1	5	5	1		
金沢市長野市													1 2			1		2
岐阜市	1					1							2					2
浜松市 豊橋市	1			1			1			1			3			3		
岡崎市 豊田市	1			1							<u> </u>		2 1			2 1	-	
堺市											<u> </u>		2	3	4			1
高槻市 東大阪市													2			2		
姫路市 奈良市													2	1		2		1
和歌山市							1			1			5	4	3	5		4
倉敷市	2			2			2		1				4	4	3	4		1
福山市 下関市	2			2							<b></b>		6 1	1	1	5 1		1
高松市																		
松山市高知市													2	1		2		1
長崎市 熊本市							1			1			3 1	1	1	3 1		
大分市							2			2			1	5	1			4
鹿児島市	2			2				2	2				7	2	2	7		
合 計	74	49	32	68	0	23	96	136	90	87	8	47	475	337		431	24	148

合 計 | 74| 49| 321 681 UE 23| 96| 130| 90E 67: 61 41| 47: 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10(6) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

ı									廃棄物	(施記	<b>殳種類</b>	別 - 者	『道府』	県・政	令市员	別)		
<u> </u>		100k	g/h以上:	~ 200kg/h <i>ā</i>	未満			50kg	<u> </u>		未満			50k	g/h未満(	0.5m <sup>2</sup> 以	上)	
	平成18 31日現	3年3月 現在の	左	記に計上し 18年6月30	<b>」た施設</b>		平成18 31日期	3年3月 見在の	左	記に計上	:した施設 0日までの		平成18 31日現	3年3月 見在の	左	記に計上	 :した施設 0日までの	
	未報告法		報告			未測定	未報告 休止	施設数 未測定	報告			未測定	未報告 休止		報告	休止		未測定
北海道 青森県	16 8	4	2	15	1	2	2	3 1	1	2 5		2	2	1	1	2		
岩手県 宮城県	8 11	4	1			11 13	1					1	1	1				2
秋田県	i	_				10						,	1			1		
山形県 福島県	4 6	4	4 1			1	2		1	2			1			1		
茨城県 栃木県	36 15	44 32	16 14		2	24 16	5 13	7	1 4			6	3 2	2	1	3		1
群馬県	5	4	2	5	2	2	5	2		5		2	2	1		2		1
埼玉県 千葉県	14 60	8 44	12		10	7 23	9 15	21 10	4 6			17 5	2 1	8	1 3	2	1	7
東京都神奈川県	14 15	16 12	5 5	14	1	11	11 4	25 8	4			21 5	3 2	12 3	3 1	3		9
新潟県	7	26	14	7	1	11	2	10	6	1		4		14	7	3		7
富山県 石川県	7	10 13	8 7			2 7	1	3 5	2 1			1 4						
福井県 山梨県	3 7	14 1	10	5		2	2		1	2		1	4			4		
長野県	6	2		4	4		3			3								
岐阜県 静岡県	17 21	9 16	6 3		2		8 7		7 4			6 5	3 4	2	2	3 4		1
愛知県 三重県	8	2	2	8	2		4			4		5	4	3		3	1	_
滋賀県	18	7	6	18	1		5		3			5	1	2	1	2		
京都府 大阪府	10 7	3	1		2	1 2	1			1			1	2		1		2
兵庫県 奈良県	25 21	43 46	19		2		9		2			6 8	5 1	5	2	5	1	2
和歌山県	12	27	19			8	20		1	20		•	10	3	3	10		
鳥取県 島根県	4 5	11 2	9			1 1	1			1	L	1		1				1
岡山県 広島県	5 8	12	8			5 4	2 1	2	2	1		2	1 6	1		5		1
山口県	12	1	1	12		Ì	6			6		_	4	'		4		
徳島県 香川県	9 9	5	12 4	9		13 1	3 5	4	3	5		3 1						
愛媛県 高知県	18 6	24 18	2	6	1	39 18	3 2	25	3	2	1	24 3	2 1	1		1		3
福岡県	15	65	21	19		40	4	50	2	7	1	44		14	2			12
佐賀県 長崎県	4 7	4	4			6	1	2	2				1	1	1	1		
熊本県 大分県	8 2	1	1	8 2		6	4	2		4 2		2	5 1	2	1	5 1	-	1
宮崎県	1	5 19	3		3	3	1			1		5						
沖縄県	10	3	'	7	3		4			3	1		2			2		
札幌市 仙台市								1				1		1	1			
さいたま市 千葉市	2	3		2		2	1	1		1	<u> </u>	1	4 1			<u>3</u>	1	<u> </u>
横浜市	9	2		9		2	21	4		21		4	7	1		7		1
静岡市	1	17	2		1	14	3			1 3		8	2	3	1	2		2
名古屋市 京都市	3 11	6	2	3 12		6	15	3		14	1	3	1	2		1	<u> </u>	2
大阪市 神戸市	4	4	4	4			2	2	2	1		2	1			1		
広島市	2	7	7	2				۲					1			1		
北九州市 福岡市	1	2 1	1			1												
函館市 旭川市														1				1
秋田市				_						_								
郡山市	2	3		2		3	2			2								
宇都宮市 川越市	1	1	1			1												
船橋市 横須賀市	1	1			1	1												
相模原市	1			1	- 1	1	1			1				1				1
新潟市 富山市	2 1	1	7	1			3	2	2	3								
金沢市 長野市	1 2			1		2	2	1				1 2						
岐阜市	2					2	1					1						
浜松市 豊橋市	5	1	1		2	1 1	2	4		2		4		1				1
岡崎市 豊田市	2			2		$\vdash \exists$	1			1	<b>-</b>	<u> </u>					<u> </u>	$\vdash$
堺市 高槻市	1	5	2			4	1	2				3		1	1			
東大阪市		1				1		1				1						
姫路市 奈良市	2 4	2	1	2 4		1	1	2	1	1 4		1	2			2		<u> </u>
和歌山市	12 2		2	12	1	2	8			8			6			6		
倉敷市	1	2	2	1	1	·	1			1								
福山市 下関市	3	6	5	3		1		1	1		<u> </u>						<u> </u>	<u> </u>
高松市	2	1 4	1			3	1			1								
松山市高知市	2	8	2			3 6		1				1						
長崎市 熊本市	5 2			5 2			3	1		3		1	1 1			1		
大分市		2	2			2	2	1	1	2		1		2				2
鹿児島市		5	5	l l				1	1									
合 計表 - 5	611				43		265							103	34	100	5	70

表 - 10(7) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

			廃棄物						合	計	又性無	別 - 都
	平成18		<u>小</u> 左	計 記に計上	した施設	<b></b> 0	平成18		左	記に計上	した施設	<b>の</b>
	31日班 未報告	施設数		18年6月30			31日班 未報告	施設数			日までの	
北海道	休止 39	未測定 18	報告 8		<u>廃止等</u> 1	13	休止 39	未測定 18	報告 8	休止 35	廃止等 1	未測定 13
青森県 岩手県	22 17	10 6	6 2			3 21	22 17	10 6	6 2	23		3 21
宮城県 秋田県	17 5	3 7	2		2	20 1	18 5	3 7	2	7	2	21 1
山形県 福島県	11 16	6 4	6 2			2	11 19	6 4	6 2	11 19		2
茨城県 栃木県	55 42	61 44	22 24	60 38	3	34 21	56 44	65 47	22 27	61 40	3	38 21
群馬県 埼玉県	19 51	7 45	2 9			5 36	19 53	7 52	2 9	19 53		5 43
千葉県 東京都	94 61	69 84	28 32		14	33 52	94 61	69 85	28 33	88 61	14	33 52
神奈川県新潟県	31 16	41 95	15 59	37 15	4 2	16	31 16	41 97	15 60	37 15	4 2	16 36
富山県石川県	2 8	25 20	21 10	2		4 11	3 8	28 20	24 10	3 7		4 11
福井県山梨県	14 21	17 1	12 1	16		3	14 21	17	12	16 21		3
長野県 岐阜県	28	4 32	2 21	20	10		29 48	4 32	2 21	21 47	10 2	10
静岡県	58	64	15	59	5	43	68	65	15	69	5	44
愛知県 三重県 ※※※※	32 29	5 82	5 15	33	2	61	43 30	84 40	5 16	41 34	2	62
滋賀県京都府	38 18	13 3	11	17	2	1	41 18	13 4	11 2	42 17	1 2	1
大阪府	31 55	93 57	1 54		6		34 55	94 57	1 54	34 55	6	5 34
奈良県 和歌山県	33 43	57 65	50		2		33 43	57 65	50	45	2	90 11
鳥取県島根県	8 15	14 8	11 5	9 15		2 3	8 16	14 8	11 5	9 16		2
岡山県 広島県	15 23	21	16	22		15 6	15 23	21	16	22		15 6
山口県 徳島県	46 24	1 33	1 17	46 24		16	52 24	1 33	1 17	52 24		16
香川県愛媛県	24 25	13 54	10 7		3	4 69	24 25	13 54	10 7	23	3	4 69
高知県福岡県	27 29	29 204	3 82	27 40	1	26 110	27 29	29 213	3 89	27 41	1	26 111
佐賀県長崎県	17 22	6 11	10	17 22		6 1	17 22	6 11	10	17 22		6
熊本県 大分県	22 9	5 10	2			3 10	22 9	5 10	2	22 9		3
宮崎県鹿児島県	2	6	3 2		3	. 5	2 9	6 32	3 2	6	3	5
沖縄県札幌市	32	3		15	17		32	3		15	17	3
仙台市 さいたま市	7	1	1	5	2		1 7	1	1	1 5	2	1
千葉市	7 51		3			3 10	7 51		3	8 51		3
横浜市 川崎市 静岡市	1 9	2	4	1	1	2	1 9	2	4	1 9	1	2 25
名古屋市	6	12 7		5	1	12	6	12		5	1	12
京都市 大阪市	31 9		5		1	1 9	34 9	7	5	34	1	1 9
神戸市広島市	7	18	7 18	7			7	7 18	7 18	7		
北九州市 福岡市	7	2	2 1	2		4	8 1		2 1	8 2		4
函館市 旭川市	1	1		2 1		1 1	1	1 1		2 1		1
秋田市 郡山市	2 6			6		2	2 6			6		2
いわき市 宇都宮市	3					4	3	<u>4</u> 1				4
川越市 船橋市	1	1	1			1	1	1	1			1
横須賀市 相模原市	1 2		7	2	1	5	1 2		7	2	1	5
新潟市 富山市	8 2	24 1	24 1	8 2			8 2	24 1	24 1	8 2		
金沢市長野市	2	1		2		1 6	2 6	1		2		1
岐阜市 浜松市	6		1	10	2	6	6 13		1	11	2	6
豊橋市岡崎市	4	1		4		1	4	1	1			1
豊田市 堺市	3		7	3		8	4	11	7	4		8
高槻市東大阪市	2	2	2			2	2	2	2	2		2
姫路市	3 12	3	1	3		2 2 1	3	8	1	3		7
奈良市 和歌山市	31	2		31		2	13 31	2		31		2
回山市 倉敷市	10	3	5 3	10			9 11	3	5 3	11		2
福山市下関市	11	1	6	1		2	14	7	6	2		2
高松市 松山市	1 2	4	1	3		3	1 2	1 4	1	3		3
高知市 長崎市	4 13		2	13		8	4 13	10	2	4 13		8
熊本市 大分市	4	10	1 1	3		1 9	4 3	2 10	1 1	3		1 9
宮崎市 鹿児島市	2 9	3 10	3 10	2 9			2 10	3 11	3 10	2		2
合 計	1627	1675	724  定結果末	1469			1688 3 年 4 月 1	1718	742	1528	91	1045

# 表 - 11(1) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	カ−パイト゚	法アセチレンィ	の製造の	用に供す	るアセチレンジ	<b></b> 大浄施設			ルモノマーの製 二塩化エチレ					発棄物焼去 湿式集じ あって、2	ん施設及	び灰の貯	留施設で	- -
	平成18 31日5 未報告				した事業 <sup>は</sup> 0日までの		31日3	8年3月 現在の 事業場数			した事業 <sup>は</sup> 0日まで <i>0</i>		31日ヨ	8年3月 現在の 事業場数			した事業 <sup>は</sup> 0日までの	
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告 1		廃止等	未測定
青森県 岩手県																		
宮城県 秋田県																		
山形県福島県													1			1		
茨城県 栃木県								İ					1			4		2
群馬県													3					
千葉県													1				1	
東京都神奈川県													1			1		
新潟県 富山県		1	1		<u> </u>							<u> </u>	1	5	4			2
石川県 福井県								<u> </u>						i				
山梨県 長野県																		<b> </b>
岐阜県 静岡県													2		1	2 8		2
愛知県 三重県								1	1				4 2		1	3		4
滋賀県京都府													1			1		
大阪府兵庫県								-					2	1	1	2		
奈良県 和歌山県														1	1			
鳥取県								! !						1	1	1		
島根県岡山県													1			1		
広島県 山口県																		
徳島県 香川県																		
愛媛県 高知県														1	1			
福岡県 佐賀県								i I					1	3	3	1	1	
長崎県																		
大分県宮崎県													1			1		
鹿児島県沖縄県																		
札幌市																		
仙台市 さいたま市														L.,				
千葉市 横浜市								<u> </u>						1	1			
川崎市 静岡市								ļ 					1	1		1		1
名古屋市 京都市													1			1	1	
大阪市 神戸市								-						•				
広島市 北九州市					<b>-</b>													
福岡市 函館市																		
旭川市 秋田市																		
郡山市																		
宇都宮市 川越市																		
船橋市																		
横須賀市 相模原市																		
新潟市富山市																		
金沢市 長野市											<u> </u>							
岐阜市 浜松市																		
豊橋市 岡崎市								 						 				
豊田市 堺市								<u> </u>						<u> </u>				
高槻市東大阪市								<u> </u>						<u> </u>				
姫路市 奈良市								<u>.</u>						<u>.</u>				
和歌山市																		
倉敷市								<del> </del>						<u> </u>				
福山市 下関市																		
高松市 松山市																		
高知市 長崎市																		
熊本市 大分市					L							<u> </u>						
宮崎市																		
合計	0	1	1	0	0	0	0	1	1 6月30	0	. 0			28	14	30	3	14

表 - 11(2) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		PCB等又は 勿又はPCB						破壊の用、廃ガス						7	下水道終え	卡処理施	設	
		見在の 事業場数	平成?	記に計上 U 18年6月3	り日までの	)状況		見在の 事業場数	平成1	8年6月3	した事業 <sup>は</sup> 0日までの	D状況	31日3 未報告	8年3月 現在の 事業場数	平成	18年6月3	した事業:	の状況
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
青森県 岩手県																		
宮城県 秋田県																		
山形県 福島県																		
茨城県 栃木県								1				1		<u> </u>			-	
群馬県 埼玉県													1			1	-	<del> </del>
千葉県 東京都													1			1		<u> </u>
神奈川県新潟県													'					
富山県														1	1			
石川県 福井県																		
山梨県 長野県																		
岐阜県 静岡県																		
愛知県 三重県	1					1								2	2			
滋賀県 京都府											<u> </u>					<u> </u>		<u> </u>
大阪府 兵庫県																		<u>L</u>
奈良県 和歌山県														İ				
鳥取県島根県																		
岡山県 広島県														ļ				<b> </b>
山口県																		
徳島県香川県																		
愛媛県 高知県																		
福岡県 佐賀県														 				
長崎県 熊本県																		
大分県 宮崎県																		<u> </u>
鹿児島県 沖縄県																		
札幌市 仙台市																		
さいたま市																		<u></u>
横浜市																		
川崎市 静岡市																		
名古屋市 京都市																		
大阪市 神戸市																		
広島市 北九州市																-	-	<b>!</b>
福岡市 函館市												-						
旭川市 秋田市													1	i				1
郡山市																		
宇都宮市														İ				<u> </u>
船橋市 横須賀市																		
相模原市																		
新潟市富山市														<u> </u>				
金沢市 長野市												<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
岐阜市 浜松市																		
豊橋市 岡崎市														ļ !				<u> </u>
豊田市 堺市														<u> </u>				-
高槻市東大阪市																		
姫路市 奈良市														<u> </u>				<u> </u>
和歌山市																	<u> </u>	
倉敷市																		<u> </u>
福山市 下関市																		
高松市 松山市																		
高知市 長崎市				L							L-					L <sup>_</sup>	<u>L</u> —	L
熊本市 大分市																		
宮崎市 鹿児島市														ļ				
合計	1	0	0	0				1 1 目から						3	3	2	2 0	1

表 - 11(3) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		K質基準対							合		<u> </u>	
	平成1	事業場か 8年3月 現在の	左記	己に計上	した事業は	易の	平成18	8年3月 見在の	左前	己に計上し		
	未報告	現在の 事業場数 未測定	平成1		0日までの		未報告	事業場数	平成1	8年6月30		)状況 :未測定
北海道	WIL	不用足	ŦX□	МЩ	<b>廃止守</b>	不用足	МШ	<u> </u>	1	WIL	廃止守	<b>不</b> 例 足
青森県岩手県												
宮城県 秋田県												
山形県							1			1		
福島県 茨城県							1	6		4		3
栃木県 群馬県	1			1			4 1			4 1		
埼玉県										'		
千葉県 東京都							1			1	1	<u> </u>
神奈川県							1			1		
新潟県 富山県		2	2				1	8 1	7 1			2
石川県		į l										
福井県 山梨県		i I										
長野県 岐阜県							2			2		
静岡県							8	3	1	8		2
愛知県 三重県		1	1				5 2	9	5	3		
滋賀県							1		J	1		<u> </u>
京都府 大阪府							2			2		
兵庫県								1	1			
奈良県 和歌山県								1	1			
鳥取県							1			- 1		
島根県 岡山県		! !					1			1		
広島県 山口県												
徳島県												
香川県 愛媛県		!										
高知県								1	1			
福岡県 佐賀県					<u> </u>		1	3 1	3	1	1	<u> </u>
長崎県		İ						·		'	·	
熊本県 大分県							1			1		
宮崎県		Ì			<u> </u>							<u> </u>
鹿児島県 沖縄県												
札幌市												
<u> 仙台市</u> さいたま市												
千葉市 横浜市					<u> </u>			1	1			-
川崎市												
静岡市 名古屋市							1			1	1	1
京都市							1			1		
大阪市 神戸市												<u> </u>
広島市												
北九州市 福岡市		•			<u> </u>							
函館市												
旭川市 秋田市		i					1					1
郡山市	1			1			1			1		
いわき市 宇都宮市												
川越市												lacksquare
船橋市 横須賀市												
相模原市 新潟市					<u> </u>							
富山市		İ										
金沢市 長野市		<u> </u>			<del>                                     </del>							
岐阜市												
<u>浜松市</u> 豊橋市												
岡崎市												
<u>豊田市</u> 堺市					<del>                                     </del>							-
高槻市												
東大阪市 姫路市					<b> </b>							<b>-</b>
奈良市												
和歌山市 岡山市												<b>-</b>
倉敷市												
福山市 下関市												
高松市												
松山市 高知市												
長崎市 熊本市					lacksquare							
大分市												
宮崎市 鹿児島市		$\vdash \neg$										<u> </u>
	2	3	3	2	0	0	39	37	22	34	3	17